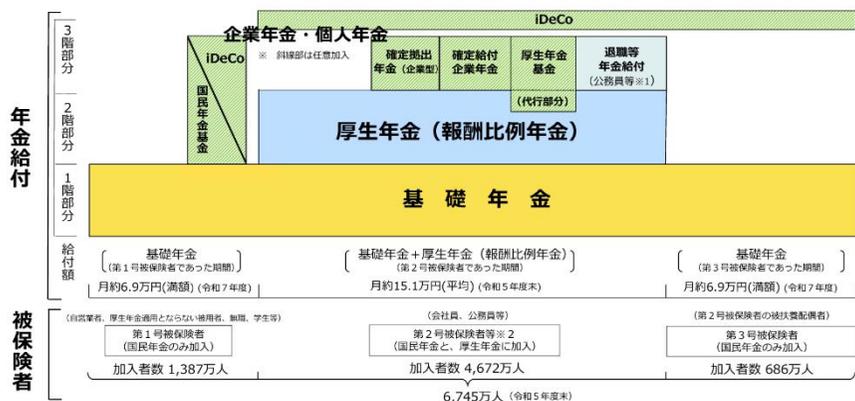


企業年金連合会の広報活動について

1. 企業年金制度とは

- ・企業年金は企業が従業員の老後保障のために掛金を拠出し積み立てる制度で、公的年金に加えてより豊かな老後生活を支える役割を担う。
- ・約束された内容の給付が将来にわたって支給される「確定給付企業年金(DB)」と、拠出された掛金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定する「企業型確定拠出年金(企業型DC)」がある。(厚生年金基金制度は平成25年度末で新規設立を終了しており、現在4基金。)

年金制度の仕組み



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の繰上加入部分は廃止され、新たに退職年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた繰上加入部分を支給。
 ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことという(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

企業年金の仕組み

【厚生年金基金】加入員数: 11万人 (令和7年3月末時点)

掛金負担は、原則事業主と加入員で折半。
公的年金である厚生年金保険の給付も一部代行して行っている。

【確定給付企業年金(DB)】加入者数: 887万人 (令和7年3月末時点)

掛金負担は、事業主拠出が原則。加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能。

【確定拠出年金(企業型DC)】加入者数: 862万人 (令和7年3月末時点)

掛金負担は、事業主拠出が原則。
加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能。(*)

(*) 制度改正により、加入者掛金額の制限は令和8年4月1日に撤廃予定

将来的な給付額を保証
(確定給付型)

本人が運用指図を行い、その実績により、給付額が決定
(確定拠出型)

2. 企業年金連合会について

企業年金連合会は次のような役割を持つ特別民間法人。

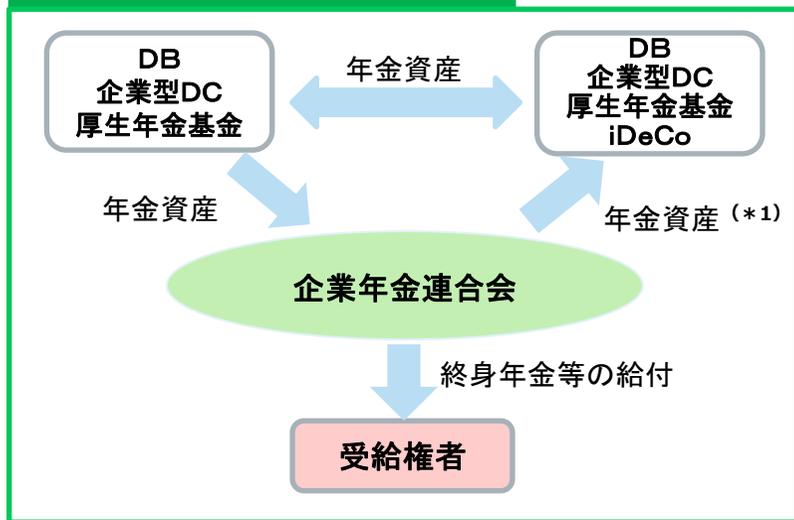
● 企業年金通算センター

企業年金を退職等により脱退した者の年金資産を引き継ぎ年金給付を一元的に行う。また、その年金資産を転職先の企業年金や個人型確定拠出年金（iDeCo）に移す等のポータビリティ業務を行う。

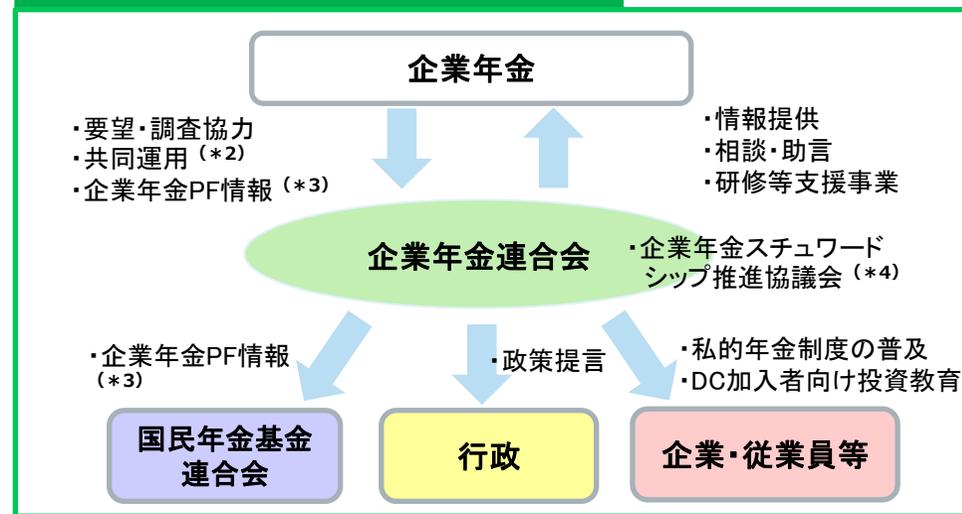
● 企業年金ナショナルセンター

会員の企業年金に対する支援（情報提供、相談・助言、研修等）、企業年金制度に関する調査研究、私的年金制度の普及促進、政策提言などの活動を行う。

企業年金通算センター



企業年金ナショナルセンター



(*1) DB・厚生年金基金への移換は、当該DB・厚生年金基金の規約に脱退一時金相当額等の移換を受け入れる規定がある場合に限り可能。また、企業型DC・iDeCoから厚生年金基金への移換は不可。

(*2) 企業年金の資産と企業年金連合会が管理運用している資産を合算して運用を行う「共同運用事業」の実施。

(*3) iDeCoの拠出限度額の管理のため、企業型DC実施事業主（企業型RK）及びDB等実施事業主（基金・受託機関等）と国民年金基金連合会との情報連携を行う「企業年金プラットフォーム事業」の実施。

(*4) 企業年金が協働して運用機関のスチュワードシップ活動のモニタリングを行う「企業年金スチュワードシップ推進協議会」の運営。

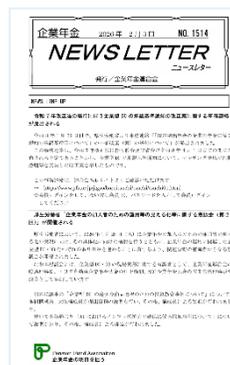


3. 「企業年金ナショナルセンター」としての広報活動

- ・ 企業年金連合会では、主に会員である企業年金（*1）に対し、制度運営の支援や人材育成等を目的とする支援事業の展開を通じた広報活動を実施。
- ・ 併せて、非会員の企業年金、企業年金を未実施の企業、個人向けにも広報活動を展開。

(1) 企業年金への支援（*2）

- Webサイト（随時更新）
- 広報誌『企業年金』（年10回発行）
- ニュースレター（週2回配信）
- DCファイル（隔月配信）
- 役職員研修（対面、動画配信）
- 企業年金セミナー等（年8回開催予定）
- ハンドブック、マニュアル等
- パンフレット
- ホームページの開設・運営サービス
（会員の情報開示・広報を支援）



（*1）令和8年1月末時点の会員数は1,210（トライアル利用会員26件を除く）
内訳は、確定給付企業年金:1,008（基金型:671、規約型:337）、企業型確定拠出年金:198、厚生年金基金:4

（*2）非会員の企業年金が活用できるコンテンツを含む。

3. 「企業年金ナショナルセンター」としての広報活動

(2) 企業年金担当者向け、制度改革に関する広報

- ・私的年金制度の改正内容について、各種研修・セミナーや、広報誌、ニュースレター等を活用し、周知・広報を実施。

各種研修・セミナー

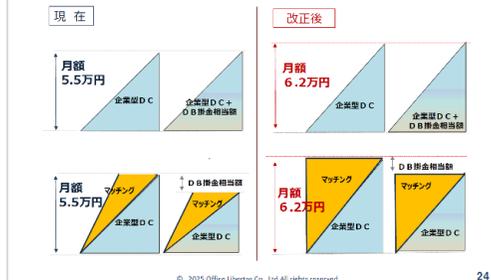
主な私的年金制度改革内容

項目	概要	施行時期	改正法令等
1 DeCo加入年齢の上限の引上げ	60歳以上70歳未満のDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やDeCoの老齢給付金を受給していない者にDeCoの加入・継続拠出を奨める。	2027年の控除分からの実現を目指して準備	法律
2 DeCo及び企業型DCの拠出限度額の見直し	DeCo及び企業型DCの拠出限度額を引き上げる。	2027年の控除分からの実現を目指して準備	政令
3 企業型DCのマッチング拠出の制限撤廃	マッチング拠出は事業主掛金の額を超えてはならないという制限を撤廃する。	2026年4月1日予定	法律
4 簡易型DC制度の見直し	簡易型DC制度のうち、手続きの一部を通常の企業型DC制度に適用することで、通常の企業型DCを中小事業主を含めた事業主企業を取り組みやすい設計に改善し、簡易型DC制度については通常の企業型DCに統合する。	2026年4月1日	法律
5 企業年金の運用の見える化	企業年金の運用の見える化（情報開示）として、企業年金施設事業主等から厚生労働省に提出される事業報告書等の記載事項のうち一定の事項を厚生労働省において公開することとする。	公布から5年以内の政令で定める日	法律
6 死亡額の提出の省略	D・厚生年金基金・企業年金連合会において、受給権者が死亡した場合の遺族からの死亡額の提出の省略を可能とする。	2026年4月1日	法律
7 給付減額の特例の取扱いの見直し	給付の名目額が増加する等の一定の要件を満たす場合であって、DBの給付設計を変更することについて対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意がある場合には、例外的に給付減額として取り扱わないこととする。	2025年10月予定	通知

33 厚生労働省の資料等を参考に企業年金連合会において作成

新任常務理事・新任運営責任者研修（令和7年10月）資料より

企業型DCに関する拠出限度額



企業型DC担当者セミナー（令和7年12月開催）講演資料より

広報誌

年金制度改革に関する特集や解説記事を掲載



月刊『企業年金』（令和7年12月号）

ニュースレター

年金制度改革に関する情報を、メールマガジンにより逐次配信

<配信記事の例>

- ・年金制度改革法が可決・成立する（令和7年6月）
- ・「「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」の公布について（通知）」が発出される（令和7年6月）
- ・私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール等が公表される（令和7年7月）
- ・確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令が公布される（令和7年11月）
- ・マッチング拠出の制限撤廃に係る事務の取扱いに関する事務連絡が発出される（令和7年12月）

3. 「企業年金ナショナルセンター」としての広報活動

(3) 私的年金制度の普及促進に関する広報活動

① 中小企業経営者向けの「企業年金導入セミナー」

- 私的年金制度の普及促進を図るため、商工会議所等と連携し、中小企業経営者向けに企業年金導入に向けたセミナーを実施。

② 私的年金制度の理解や導入の促進を図る取組

- 私的年金制度の理解や導入の促進を図るため、企業の人事・労務担当者等を対象とした「福利厚生EXPO」に出展。



福利厚生EXPOに出展したブース
(令和7年9月・幕張メッセ)

<参考> 令和7年度の広報活動

・・・ 新聞・雑誌広告の掲載、「企業年金シンポジウム」の開催

企業年金制度の普及促進とアセットオーナー・プリンシプルの周知及びその受入れの促進を図るため、日本経済新聞全国版に全面広告を掲載。また「日経ビジネス」及び「週刊ダイヤモンド」に見開き2ページの広告を掲載。

さらに、同じテーマにて令和7年12月に日経ホールで「企業年金シンポジウム」を開催。参加者は会場とオンライン（ライブ配信）を合わせて600名超。シンポジウムの模様を1年間アーカイブ配信するほか、日本経済新聞に採録広告を掲載するなどの周知を実施。



日本経済新聞（令和7年8月26日 朝刊全国版）

3. 「企業年金ナショナルセンター」としての広報活動

(4) 個人向けのサービス

- ① 企業型DCの実施事業主からの委託を受け、加入者等に対する投資教育を実施。
- ② 国民年金基金連合会からの委託を受け、iDeCoの加入者等に対する投資教育を実施。

① 企業型DCの加入者等に対する投資教育

- 平成29年度より、継続投資教育の実施が難しい中小企業等を主な対象として、当該事業主からの委託を受け、投資教育事業を実施。
- ウェビナー（無料）、eラーニング（令和8年4月より無料）、企業への講師派遣（有料）の3つのサービスを提供中。
- 投資教育の基本的なことを中心に、ライフプランなどの話にも触れて解説。

② iDeCoの加入者等に対する投資教育

- 令和3年度より、国民年金基金連合会からの委託を受け、iDeCo加入者等向けの投資教育事業を実施。
- 「動画で学ぶiDeCo特設サイト」を開設し、eラーニング、ウェビナーの2つのサービスを提供中。



企業型DC向け投資教育のメニュー		
ウェビナー	eラーニング	講師派遣



4. 「企業年金通算センター」としての広報活動

(1) 企業年金連合会が行う年金給付

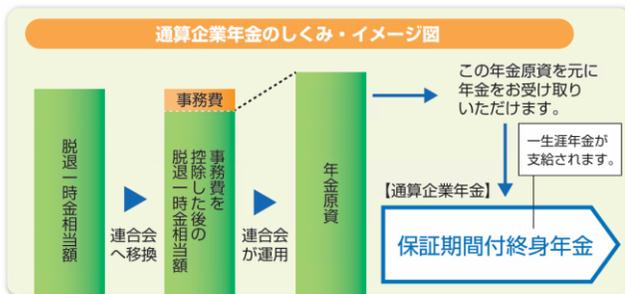
- ・ 企業年金連合会は、DBの中途脱退者及び終了制度加入者、厚生年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員から年金原資(*)の移換を受け、「通算企業年金」として給付している。
- ・ 令和4年5月以降、企業型DCの加入者であった方からの個人別管理資産についても「通算企業年金」として給付。

① 通算企業年金の特徴

- 原則65歳から終身年金
- 満80歳までの保証期間付き
- 予定利率は0.25～1.25%（移換時の年齢に応じた利率を適用）

② Webサイトで利用できるサービス

- メール・チャットによる年金相談
- 年金試算シミュレーション
- 年金記録の有無の確認（Webサイトで受付、メールで回答）
- 一部の手続きについてはオンラインによる申請が可能



(※) 予定利率

移換時の年齢	予定利率
45歳未満	1.25%
45歳以上55歳未満	1.00%
55歳以上65歳未満	0.75%
65歳以上	0.25%

年金試算シミュレーション（企業年金連合会Webサイト）

(*) 脱退一時金または残余財産分配金

4. 「企業年金通算センター」としての広報活動

(2) 企業年金連合会の通算企業年金等に関する広報活動

- ・ 中途退職者等の将来における年金給付を確保するため、企業年金制度間のポータビリティ (*1) を活用した、企業年金連合会の「通算企業年金」 (*2) への移換を促進する広報活動を実施。

① 特設ページ・動画による広報活動

- 企業年金制度間のポータビリティの仕組みや連合会の通算企業年金の特徴などについて、キャラクターやキャッチコピーを用いて視覚的にわかりやすく解説する「通算企業年金特設ページ」を令和5年2月に公開。特設ページには、ドラマ形式で制度の重要なポイントを解説する動画を2本掲載。

② チラシ・二次元バーコードシールの配布

- 特設ページや動画を多くの中途退職者にご覧いただくことを目的に、特設ページにリンクする二次元バーコードを掲載したチラシと二次元バーコードシールを企業年金事務局等に必要枚数を無償で配布。

③ Web広告の配信

- 特設ページや動画を多くの中途退職者にご覧いただくことを目的に、各種媒体を活用したWeb広告を配信。



<二次元バーコードシール>



<通算企業年金特設ページ>



(*1) 中途退職などにより加入していた企業年金の加入資格を喪失した場合、それまで企業年金で積み立ててきた資産を一時金として受け取らず、転職先の企業年金制度や企業年金連合会に移換することで、制度間で加入者期間や資産を通算することができる制度。

(*2) 企業年金連合会に資産を移換することで、将来、通算企業年金（保証期間付き終身年金）を受け取ることができる。

<参考1> ホームページの開設・運営サービス

- ・ 企業年金連合会は「ホームページの開設・運営サービス」を通じて企業年金の情報開示をサポート（会員限定）。
- ・ 令和8年1月末現在、320会員が利用中。

> 低価格

- ページ構成やデザインを共通化することによって、低価格で提供。

> 更新回数の制限なし

- 更新回数の制限なし。更新に係る追加料金は無し。

> 機能拡充

- 令和7年度より、モバイル端末用レイアウト表示や災害時伝言板の機能を順次拡充。



機能拡充後の新テンプレート

<参考2> 企業年金の加入者のための運用等の見える化

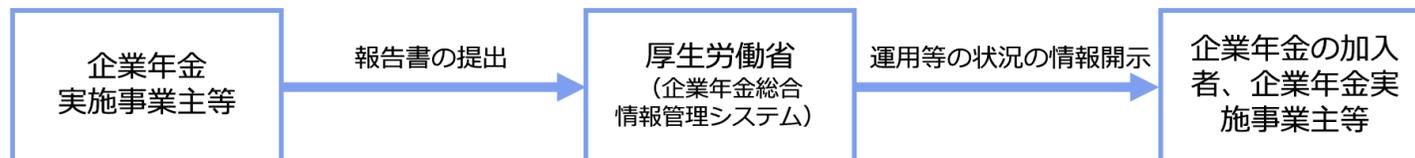
企業年金の運用等の見える化（情報開示）に係る制度見直し

改正のねらい

- 現在の制度では、企業年金の情報は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については厚生労働省への報告書の提出義務もありますが、一般には公開されていない状況にあります。
- このため、こうした企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

【見直しの内容】 〈公布から5年以内の政令で定める日施行〉

- 企業年金の運用の見える化（情報開示）として、厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開することとする。



企業年金の運用の見える化の開示方法・開示項目

企業年金の運用等の情報開示においては、次のような開示方法、開示項目が考えられる。

- DBの見える化
 - ・ 開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）
 - ※ 運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要（事業報告書に追加）
 - ・ 開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
 - ・ 開示対象要件として規模要件を設ける。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
- DCの見える化
 - ・ 開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）（RK経由の報告を想定）
 - ・ 開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
 - ・ 開示は全事業所を対象とする。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
 - ・ 上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。